

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
たるとは、その
翌日)

目 次

規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則(福祉保健課)

- 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(経営指導課)
- 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(シ)
- 鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則(シ)
- 鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則(シ)

公布された規則のあらまし

◆災害救助法施行細則の一部を改正する規則

一 救助のため支出できる費用の限度額を次のとおり引き上げることとした。
(別表第一関係)

救助の種類	支出することができる費用の限度額	
	現 行	改 正 後
応急仮設住宅の供与 (一戸当たり)	一、三九〇、〇〇〇円	一、四四七、〇〇〇円

二 救助に関する業務の従事者に対する実費弁償の額を次のとおり引き上げることとした。(別表第二関係)

炊き出し等食品の給与 (一人一日当たり)	八五〇円	八六〇円
住宅の応急修理 (二世帯当たり)	二九五、〇〇〇円	三〇八、〇〇〇円
学用品の給与 小学校児童 (二人当たり)	三、九〇〇円	四、〇〇〇円
中学校生徒 (二人当たり)	四、一〇〇円	四、二〇〇円
障害物の除去 (二世帯当たり)	二三四、一〇〇円	一三五、七〇〇円

三 この規則は、公布の日から施行し、平成七年四月一日から適用することとした。

◆鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業近代化資金の利子補給率を次のとおり引き下げることとした。(第二条別表関係)

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
日 当 医師及び歯科医師	一七、〇〇〇円	一七、二〇〇円
薬 劑 師	一一、七〇〇円	一一、八〇〇円
保健婦、助産婦及び看護婦	一一、二〇〇円	一一、三〇〇円
土木技術者及び建築技術者	一六、九〇〇円	一七、一〇〇円
大工、左官及びとび職	二〇、三〇〇円	二〇、五〇〇円
医師及び歯科医師	二、〇六〇円	二、二三九円
薬 劑 師	一、四一八円	一、五三六円
保健婦、助産婦及び看護婦	一、三五七円	一、四七一円
土木技術者及び建築技術者	二、〇四八円	二、二二六円
大工、左官及びとび職	二、四五九円	二、六六八円

資 金 の 区 分	農 業 協 同 組 合 等 が 農 業 を 営 む 者 に 貸 し 付 け る 場 合		農 業 協 同 組 合 が 農 業 協 同 組 合 等 に 貸 し 付 け る 場 合	
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
(一) 農舎等の改良、造成又は取得に必要な資金				
(二) 農機具の取得に要する資金				
(三) 果樹等の植栽又は育成に要する資金	一・八	一・七五	一・八	一・七五
(四) 牛等の購入又は育成に要する資金で知事が指定するもの				
(五) 知事が定める規模以下の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	一・八	一・七五	一・八	一・七五
(六) 農村における環境の整備のために必要な施設であつて知事の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金			一・八	一・七五
(七) その他知事が特に必要と認めて指定する資金	一・八	一・七五		
(八) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける(一)から(四)まで又は(七)に掲げる資金(市町村が年〇・二五パーセント(現行 年〇・二七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	二・〇七五	二・〇		
(九) 畜産経営に伴う公害を防止するために貸し付ける(一)又は(二)に掲げる資金(市町村が年〇・二五パーセント(現行 年〇・二七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	二・一三	二・〇五		
(十) 地域改善対策特定事業の対象地域内における自立経営志向農業者に貸し付ける(七)に掲げる資金(市町村が年〇・五二五パーセント(現行 年〇・五七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	二・三七五	二・二七五		
(十一) 転作を行う者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(七)に掲げる資金(市町村が年〇・二五パーセント(現行 年〇・二七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	二・〇七五	二・〇		
(十二) 重点的に果樹農業の振興を図る必要がある地域内では(一)から(四)まで又は(七)に掲げる資金(市町村が年〇・二五パーセント(現行 年〇・二七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	二・〇七五	二・〇		
(十三) 農業経営改善計画の認定を受けた者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(七)に掲げる資金(市町村	二・〇七五	二・〇		

が年〇・二五パーセント(現行 年〇・二七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)				
(四) 特定農山村地域において農業を営む者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(七)に掲げる資金(市町村が年〇・二五パーセント(現行 年〇・二七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	二・〇七五	二・〇		

◇鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
 一 生産方式改善資金の拡充(別表第一関係)
 1 水田農業生産性向上等資金に次の資金を加えることとした。
 2 所要の経過措置を講ずることとした。
 2-1 この規則は、公布の日から施行することとした。
 2 所要の経過措置を講ずることとした。

種	類	標準事業費	償還期間	据置期間
水田における稲の直播又は移植から収穫までの一連の作業の省力化を行い、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行うのに必要な資金		作付面積十アールにつき十萬六千円	七年以内 (施設に係るものにあつては十年以内)	一年以内 (施設に係るものにあつては三年以内)

2 有機農業導入資金を環境保全型農業導入資金に改称し、同資金に次の資金を加えることとした。

種	類	標準事業費	償還期間	据置期間
化学的に合成された農業又は肥料の使用を著しく減少させる農業を導入し、かつ、生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要な施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金		作付面積十アールにつき十六万千円	七年以内	三年以内

3 畑作技術合理化資金に次の資金を加えることとした。

種	類	標準事業費	償還期間	据置期間
畑地における作物に係る収獲物の品質の改善を図る生産方式を導入するの必要な資金	施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	収獲物の品質の改善に係る畑地の面積十アールにつき十九万七千円	七年以内 (施設に係るものにあつては十年以内)	一年以内 (施設に係るものにあつては三年以内)
畑地における作物に係る収獲物の品質の改善を図る生産方式の導入と併せ行う当該収獲物の合理的な加工方式の導入に必要な施設又は機械の購入又は設置に要する資金	排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行うのに必要な資金	収獲物の品質の改善に係る畑地の面積十アールにつき五万九千円	七年以内	一年以内
		貸付けの都度決定する額	七年以内	一年以内

4 畜産振興資金のうち飼料の自給度の向上を図るために必要な施設等の設置等に要する資金に係る標準事業費を、作付面積十アールにつき二十二万六千円(現行 十五万二千円)に改めることとした。

5 畜産振興資金に次の資金を加えることとした。

種	類	標準事業費	償還期間	据置期間
豚の飼養管理方法の改善を図るために必要な資金	施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	成豚六十頭につき二百二十一万円	十年以内	三年以内
	特定の疾病の病原体による汚染の予防に係るもの	成豚六十頭につき五百円	十年以内	三年以内
	排せつ物の豚舎内での発酵による処理に係るもの	成豚六十頭につき百七十八万円	十年以内	三年以内
	豚の購入に要する資金	繁殖の用に供する目的で飼養される豚二十頭につき四百万円	五年以内	二年以内
		飼料及び水の摂取に係るもの又は排せつ物の豚舎内での発酵による処理に係るもの	五年以内	二年以内
		繁殖の用に供する目的で飼養される豚二十頭につき二百万円	五年以内	二年以内

二 青年農業者等育成確保資金の拡充(別表第五関係)

経営開始資金の貸付対象に青年農業者が組織する団体を加え、その貸付限度額、償還期間及び据置期間をそれぞれ五千四百万円、十年以内及び三年以内と

することとした。

三 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

- 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 農業近代化推進資金を貸し付ける融資機関に対して、借受者の住所地を管轄する市町村が年〇・八七五パーセント(現行 年〇・九パーセント)の割合で利子補給金を交付する場合に県が行う利子補給の率を年〇・八七五パーセント(現行 年〇・九パーセント)に引き下げることとした。(第三条関係)
- 二 農業近代化推進資金の貸付利率の上限を年三・一五パーセント(現行 年三・二五パーセント)に引き下げることとした。(別表関係)
- 三 一の規則は、公布の日から施行することとした。
- 四 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 中山間地域活性化資金に係る貸付利率の上限及び県の利子補給率を次のとおり引き下げることとした。(別表関係)

区 分	貸付利率の上限(年パーセント)		融資機関が農業協同組合等である場合の利子補給率(年パーセント)	
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
加工流通施設整備資金	三・五	三・四	一・五五	一・五
保健機能増進施設整備資金	三・二五	三・一五	一・八	一・七五
生活環境施設整備資金	三・二五	三・一五	一・八	一・七五

二一 この規則は、公布の日から施行することとした。
 2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の2の(三)中「一、三九〇、〇〇〇円」を「一、四四七、〇〇〇円」に改め、同表第二号の1の(三)中「八五〇円」を「八六〇円」に改め、同表第六号の3中「二九五、〇〇〇円」を「三〇八、〇〇〇円」に改め、同表第八号の3の(二)中「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同表第十二号の3中「スコップ」を「スコップ」に、「一三四、一〇〇円」を「一三五、七〇〇円」に改める。
 別表第二第一号の1の(一)中「一七、〇〇〇円」を「一七、二〇〇円」に改め、同号の1の(二)中「一一、七〇〇円」を「一一、八〇〇円」に改め、同号の1の(三)中「一一、二〇〇円」を「一一、三〇〇円」に改め、同号の1の(四)中「一六、九〇〇円」を「一七、一〇〇円」に改め、同号の1の(五)中「二〇、三〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に改め、

同号の2の(一)中「二、〇六〇円」を「二、一三九円」に改め、同号の2の(二)中「一、四一八円」を「一、五三六円」に改め、同号の2の(三)中「一、三五七円」を「一、四七一元」に改め、同号の2の(四)中「二、〇四八円」を「二、二二六円」に改め、同号の2の(五)中「二、四五九円」を「二、六六八円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十五号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年〇・二七五パーセント」を「年〇・二五五パーセント」に、「年二・〇七五パーセント」を「年二・〇〇パーセント」に改め、同条第三項中「年〇・二二二パーセント」を「年〇・二二パーセント」に、「年二・一三三パーセント」を「年二・〇五パーセント」に改め、同条第四項中「年〇・五七五パーセント」を「年〇・五二五パーセント」に、「年二・三七五パーセント」を「年二・二七五パーセント」に改め、同条第五項中「年〇・二七五パーセント」を「年〇・二五五パーセント」に、「年二・〇七五パーセント」を「年二・〇〇パーセント」に改め、同条第六項中「年〇・二七五パーセント」を「年二・〇〇パーセント」に、「年二・〇七五パーセント」を「年二・〇〇パーセント」に改め、

に改め、同条第七項中「年〇・二七五パーセント」を「年〇・二五パーセント」に、
 「年二・〇七五パーセント」を「年二・〇パーセント」に改め、同条第八項中「年〇・
 二七五パーセント」を「年〇・二五パーセント」に、「年二・〇七五パーセント」を
 「年二・〇パーセント」に改める。

別表中「年一・八パーセント」を「年一・七五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則
 第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われて
 いる農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十六号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年四月鳥取県規則第十三号）の一部を次の
 ように改正する。

第四条第一項中「額とし」の下に「、特定地域新部門導入資金」を加え、「別表第四」
 を「別表第五」に改め、同条第二項中「別表第四」を「別表第五」に改める。

別表第一第五号中「場合又は」を「場合若しくは水田における稲の直播若しくは移植
 から収穫までの一連の作業の省力化を行い、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善
 を行う場合又は」に、

(イ) 水田における稲に係るもの （その農業の生産行程の規模を 拡大し、かつ、総合的な改善を 行う場合に係るものに限る。）	作付圃積十アールにつき十五 万円	七年以内（施 設に係るもの にあつては十 年以内）	一年以内（施 設に係るもの にあつては三 年以内）
------------------------------------------------------------------------	---------------------	------------------------------------	------------------------------------

(イ) 水田 における稲に 係るもの	(1) その農業の生産行 程の規模を拡大し、 かつ、総合的な改善 を行う場合に係るもの	(2) 稲の直播又は移植 から収穫までの一連 の作業の省力化を行 い、かつ、その農業 の生産行程の総合的 な改善を行う場合に 係るもの	作付圃積十アール につき十五 万円	七年以内（施 設に係るもの にあつては十 年以内）	一年以内（施 設に係るもの にあつては三 年以内）
--------------------------	------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------	------------------------------------	------------------------------------

に改め、同表第六号を次のように改める。

六 環境保全型 農業導入資金 知事が定め る基準に基づ き、化学的に 合成された農 薬、肥料及び 土壌改良資材 を原則として 使用しない農 業又は化学的 に合成された 農業若しくは 肥料の使用を 著しく減少さ せる農業を導 入し、かつ、	イ 化学的に合成され た農薬、肥料及び土 壌改良資材を原則と して使用しない農業 を導入し、かつ、生 産行程の総合的な改 善を行う生産方式を 導入するために必要 な施設、機械又は資 材の購入又は設置に 要する資金	作付圃積十アール につき十三 万円	七年以内	三年以内
ロ 化学的に合成され た農薬又は肥料の使 用を著しく減少させ る農業を導入し、か つ、生産行程の総合		作付圃積十アール につき十六 万円	七年以内	三年以内

を

その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するのに必要な資金

法的な改善を行う生産方式を導入するためには必要な施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金

別表第一第七号を次のように改める。

七 畑作技術合理化資金	イ 畑地における作物の作付体系を合理化し、生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するのに必要な資金	(イ) 施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	作付体系の合理化に係る畑地の面積十アールにつき十七万二千円	七年内(施設に係るものにあつては十年以内)	一年以内(施設に係るものにあつては三年以内)
イ 畑地における作物の作付体系を合理化し、生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するのに必要な資金	(イ) 施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	(イ) 施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	作付体系の合理化に係る畑地の面積十アールにつき六万二千円	七年内	一年以内
ロ 畑地における作物に係る収獲物の品質の改善を図る生産方式を導入(当該生産方式の導入と併せ行う当該収獲物の合理的な加工方式の導入を含む)するのに必要な資金	(ロ) 排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行うの必要な資金	(ロ) 排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行うの必要な資金	収獲物の品質の改善に係る畑地の面積十アールにつき十九万七千円	七年内	一年以内

ハ 畑地における作物に係る収獲物の品質の改善を図る生産方式の導入と併せ行う当該収獲物の合理的な加工方式の導入に必要な施設又は機械の購入又は設置に要する資金

貸付けの都度 七年内

一年以内

別表第一第十号中「改善又は」を「改善、」に、「を内容」を「又は豚の飼養管理方法の改善を内容」に、「又は肉用牛生産」を「肉用牛生産又は養豚」に、「十五万二千円」を「二十二万六千円」に、

二 豚の飼養管理方法の改善を図るために必要な資金	(イ) 施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	(1) 特定の疾病の病原体による汚染の予防に係るもの	成豚六十頭につき千二百二十万円	十年以内	三年以内
(イ) 施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	(1) 特定の疾病の病原体による汚染の予防に係るもの	(2) 飼料及び水の摂取に係るもの	成豚六十頭につき五百万円	十年以内	三年以内
(ロ) 豚の購入に要する資金	(2) 特定の疾病の病原体による汚染の予防に係るもの	(3) 排せつ物の豚舎内での発酵による処理に係るもの	成豚六十頭につき百七十八万円	十年以内	三年以内
(2) 飼料及び水の摂取に係るもの又は排せつ物の豚舎内	(3) 排せつ物の豚舎内での発酵による処理に係るもの	(1) 特定の疾病の病原体による汚染の予防に係るもの	成豚六十頭につき百七十八万円	五年以内	二年以内
(3) 乳用種以外の肥育牛に係るもの	(1) 特定の疾病の病原体による汚染の予防に係るもの	(2) 飼料及び水の摂取に係るもの	成豚六十頭につき百七十八万円	五年以内	二年以内
(3) 乳用種以外の肥育牛に係るもの	(2) 飼料及び水の摂取に係るもの	(3) 排せつ物の豚舎内での発酵による処理に係るもの	成豚六十頭につき百七十八万円	五年以内	二年以内

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第八十八号

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「年三・五パーセント」を「年三・四パーセント」に、「年一・五五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年三・二五パーセント」を「年三・一五パーセント」に、「年一・八パーセント」を「年一・七五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。